

福島市における新型コロナウイルス感染症対策の当面の方針

令和2年2月27日

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を踏まえ、福島市においては、当面の方針に沿って対策を進める。

I 市民等への情報提供・呼びかけ

1. 市民に対し、正確で分かりやすい情報提供や以下の呼びかけを強化し、冷静な対応をお願いする。また、外国人に対しても翻訳等により適切な情報提供を行う。
 - ①. 手洗い、咳エチケット、体調管理等の徹底。また、不要不急であれば、人込みは避けること。
 - ②. 発熱等の風邪の症状が見られる場合は職場、学校などを休むとともに、外出を自粛すること。やむを得ず外出する場合は、マスクを着用すること。
 - ③. 新型コロナウイルスに感染の心配がある場合の受診方法を徹底（まずは保健所に相談願ひ、マスクを着用し医療機関を受診）。
2. 各種団体に対し、多数の人が集まる施設での感染対策の徹底、発熱等風邪の症状が見られる職員の休暇取得の奨励を呼びかけるとともに、テレワークや時差出勤等を推進するよう要請する。併せて、イベント等の取り扱いについても情報提供を行い、適切な対応をお願いする。

II 市主催イベント・学校行事等の当面の取り扱い

1. 市主催イベント・集会は、当面、次の取り扱いを基本とする。
 - ①. 市主催のイベント・集会については屋内外の別、参加者の規模・属性、密集度など内容を勘案して、実施の有無、延期、内容の変更について決定する。

(例)

 - ・多数の参加者が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、今後2週間は、中止または延期、あるいは規模を縮小して実施する。
 - ・屋内でのイベントは、多数の参加者が、一定時間、十分距離の取れない範囲に留まる場合は、中止または延期するか、規模を縮小するなど感染リスクを減らして実施する。
 - ・屋外でのイベントは、大規模で人々が密集する場合は中止または延期するか、規模を縮小するなど感染リスクを減らして実施する。
 - ②. イベントを実施する際には、手洗いの推奨、アルコール消毒薬の設置、風邪症状の方の不参加依頼など、感染拡大防止の対策を講じる。

2. 学校・保育施設等の行事については、当面、次の取り扱いを基本とする。
 - ①. 学校行事については教育上の重要度などを考慮し一律自粛とするものではないが、文部科学省、県などの通知等に注意するとともに、行事内容や感染の状況によって中止または延期する。
 - ②. 幼稚園、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等においては、学校行事等の当面の取り扱いに準じる。
3. 公共交通機関を利用する本市職員について時差出勤を導入する。
4. 市職員に感染者が出た場合の市役所業務は、「福島市業務継続計画」における「非常時優先業務」及び「福島市新型インフルエンザ対策行動マニュアル」を準用するなど、市民の生命・身体・財産や市民生活等に大きな影響を及ぼさないよう努める。

Ⅲ 感染状況の把握と感染拡大防止策

1. 市内の感染状況は、次の検査等により把握する。
 - ①. 現状においては、医師の届出及び保健所への相談から疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
 - ②. 患者が確認された場合、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
 - ③. 学校・保育施設等関係者の患者等の情報について、教育委員会等との間で緊密な情報共有を行う。
2. 感染拡大防止対策
 - ①. 患者を把握した場合、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。
 - ②. 厚労省や専門家との連携のもと、患者クラスター（集団）が発生している恐れがある場合には、確認された患者クラスターに関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。
 - ③. 高齢者施設等における有症状者の面会制限、職員の健康管理、手指衛生など施設内での感染対策を徹底するよう要請する。
 - ④. 公共交通機関や多数の人が集まる施設等における感染対策を徹底する。
 - ⑤. 患者数が継続的に増加してきた場合、積極的疫学調査や濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。一方、状況に応じ、患者クラスターへの対応を継続する。
 - ⑥. 政府が示した学校等における感染対策の方針に基づき、適切な対応を学校等に要請する。

IV 医療提供体制

1. 引き続き帰国者・接触者相談センターにおいて、24時間体制で、新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける。また、気がかりな方等への相談についても、専門電話相談で対応する。
2. 新型コロナウイルス感染の疑いで医療機関の受診しようとする方には、まずは帰国者・接触者相談センターに相談をいただき、同センターから帰国者・接触者外来に誘導する。
3. 以下、政府の基本方針4.(4)ア)③～イ)④に沿って、適切な医療提供体制を整備する。

V その他

1. マスク等市民が必要とする物資を確保するため、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。
2. 新型コロナウイルスに関し、いじめ等の人権侵害が生じないように、適切な配慮を行う。
3. 国、県、医療機関等と連携を密にしながら、適切に対応する。
4. 今後の感染状況、政府における追加的対策等を踏まえ、迅速かつ柔軟に対応する。